

別表第十一号表(第六十八条関係)

社 債 明 細 表

銘柄	発行 年月日	発行 総 額	償還額	未償還 残 高	発行 価 格	利率	担保 (種類、目的 物及び順位)	償還 期限	摘 要
		円	円	円	円				
計									

(記載上の注意)

- (1) この表は、財務諸表作成会社の発行した社債(当該事業年度中に償還済みとなったものを含む。)について記載する。
- (2) 銘柄は「第何回物上担保付何号社債」のように記載する。なお、新株引受権付社債については、新株予約権付社債である旨を付記する。
- (3) 発行価格は、券面百円についての価格を記載する。
- (4) 社債発行による手取金の使途を摘要欄に記載する。
- (5) 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価額、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び商法第三百四十一条ノ三第一項第七号又は第八号に掲げる事項の定めのあるものである場合はその内容を摘要欄に記載する。
- (6) 社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を摘要欄に記載する。
- (7) 減債基金付社債については、その内容を摘要欄に記載する。
- (8) 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には、外貨建による金額を付記し、摘要欄にその旨を記載する。
- (9) 未償還残高のうち1年以内に償還を予定されるものがある場合には、当該欄にその金額を内書(括弧書)として記載し、その旨を脚注に記載する。